

令和8年度 文教委員会資料

【議案第107号】

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和8年8月26日)

市民スポーツ室

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前									
○川崎市スポーツセンター条例										○川崎市スポーツセンター条例									
昭和60年 3 月30日 条例第21号										昭和60年 3 月30日 条例第21号									
別表（第12条関係）										別表（第12条関係）									
1 施設専用利用料										1 施設専用利用料									
種別				金額					種別				金額						
				午前	午後 1	午後 2	夜間	全日					午前	午後 1	午後 2	夜間	全日		
				9 時～12 時	0 時10分 ～ 3 時10分	3 時20分 ～ 6 時20分	6 時30分 ～ 9 時30分	9 時～ 9 時30分					9 時～12 時	0 時10分 ～ 3 時10分	3 時20分 ～ 6 時20分	6 時30分 ～ 9 時30分	9 時～ 9 時30分		
大体育室	入場料を徴収しない場合	全面利用	幸高津宮前多摩麻生	8,370円	9,970円	11,170円	12,770円	37,790円	大体育室	入場料を徴収しない場合	全面利用	幸高津宮前多摩麻生	7,620円	9,070円	10,160円	11,610円	34,360円		
			幸高津宮前多摩麻生	4,180円	4,980円	5,580円	6,380円	18,890円				幸高津宮前多摩麻生	3,800円	4,530円	5,080円	5,800円	17,180円		
	入場料を徴収する場合		幸高津宮前多摩麻生	25,140円	30,070円	33,670円	38,320円	113,660円		入場料を徴収する場合		幸高津宮前多摩麻生	22,860円	27,340円	30,610円	34,840円	103,330円		
小体育室			幸高津	4,650円	5,450円	6,110円	6,910円	20,750円	小体育室			幸高津	4,230円	4,960円	5,560円	6,290円	18,870円		

改正後								改正前							
		宮前 麻生	<u>3,320円</u>	<u>3,850円</u>	<u>4,380円</u>	<u>5,040円</u>	<u>15,030円</u>			宮前 麻生	<u>3,020円</u>	<u>3,500円</u>	<u>3,990円</u>	<u>4,590円</u>	<u>13,670円</u>
		多摩	<u>1,180円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,720円</u>	<u>1,990円</u>	<u>5,850円</u>			多摩	<u>1,080円</u>	<u>1,330円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,810円</u>	<u>5,320円</u>
第1 武道室		高津 多摩 麻生	<u>1,180円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,720円</u>	<u>1,990円</u>	<u>5,850円</u>	第1 武道室		高津 多摩 麻生	<u>1,080円</u>	<u>1,330円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,810円</u>	<u>5,320円</u>
第2 武道室		高津 多摩 麻生	<u>1,180円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,720円</u>	<u>1,990円</u>	<u>5,850円</u>	第2 武道室		高津 多摩 麻生	<u>1,080円</u>	<u>1,330円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,810円</u>	<u>5,320円</u>
研修室		高津 多摩 麻生	<u>2,120円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,250円</u>	<u>2,790円</u>	<u>8,380円</u>	研修室		高津 多摩 麻生	<u>1,930円</u>	<u>1,930円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,540円</u>	<u>7,620円</u>
第1 研修室		幸	<u>1,460円</u>	<u>1,590円</u>	<u>1,850円</u>	<u>2,120円</u>	<u>6,510円</u>	第1 研修室		幸	<u>1,330円</u>	<u>1,450円</u>	<u>1,690円</u>	<u>1,930円</u>	<u>5,920円</u>
		宮前	<u>2,120円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,250円</u>	<u>2,790円</u>	<u>8,380円</u>			宮前	<u>1,930円</u>	<u>1,930円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,540円</u>	<u>7,620円</u>
第2 研修室		幸	<u>1,050円</u>	<u>1,180円</u>	<u>1,330円</u>	<u>1,850円</u>	<u>5,040円</u>	第2 研修室		幸	<u>960円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,690円</u>	<u>4,590円</u>
		宮前	<u>2,120円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,250円</u>	<u>2,790円</u>	<u>8,380円</u>			宮前	<u>1,930円</u>	<u>1,930円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,540円</u>	<u>7,620円</u>
第3 研修室		幸	<u>1,460円</u>	<u>1,590円</u>	<u>1,850円</u>	<u>2,120円</u>	<u>6,510円</u>	第3 研修室		幸	<u>1,330円</u>	<u>1,450円</u>	<u>1,690円</u>	<u>1,930円</u>	<u>5,920円</u>
軽運動室		幸	<u>1,460円</u>	<u>1,590円</u>	<u>1,850円</u>	<u>2,120円</u>	<u>6,510円</u>	軽運動室		幸	<u>1,330円</u>	<u>1,450円</u>	<u>1,690円</u>	<u>1,930円</u>	<u>5,920円</u>
種別		単位					金額	種別		単位					金額
温水プール	多摩	1 コース 1 回 2 時間まで					<u>3,990円</u>	温水プール	多摩	1 コース 1 回 2 時間まで					<u>3,630円</u>
アーチェリ 一練習場	多摩	1 回 2 時間まで					<u>1,180円</u>	アーチェリ 一練習場	多摩	1 回 2 時間まで					<u>1,080円</u>
野球場	多摩	1 回 2 時間まで					<u>3,320円</u>	野球場	多摩	1 回 2 時間まで					<u>3,020円</u>
テニスコート	多摩	1 面 1 回 1 時間まで					<u>990円</u>	テニスコート	多摩	1 面 1 回 1 時間まで					<u>900円</u>
テニスコート 照明施設	多摩	1 面 1 回 1 時間まで					<u>1,050円</u>	テニスコート 照明施設	多摩	1 面 1 回 1 時間まで					<u>960円</u>

改正後	改正前																		
備考 1土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 2第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 3午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 2設備専用利用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>スポーツ設備</td><td>1組、1台、1枚、1面その他1単位1回</td><td>1,330円</td></tr><tr><td>その他設備</td><td>1組、1キロワットその他1単位1回</td><td>1,990円</td></tr></table> 備考 1本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。 2午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位とし	種別	単位	金額	スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位1回	1,330円	その他設備	1組、1キロワットその他1単位1回	1,990円	備考 1土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 2第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 3午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 2設備専用利用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>スポーツ設備</td><td>1組、1台、1枚、1面その他1単位1回</td><td>1,210円</td></tr><tr><td>その他設備</td><td>1組、1キロワットその他1単位1回</td><td>1,810円</td></tr></table> 備考 1本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。 2午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位とし	種別	単位	金額	スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位1回	1,210円	その他設備	1組、1キロワットその他1単位1回	1,810円
種別	単位	金額																	
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位1回	1,330円																	
その他設備	1組、1キロワットその他1単位1回	1,990円																	
種別	単位	金額																	
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位1回	1,210円																	
その他設備	1組、1キロワットその他1単位1回	1,810円																	

改正後						改正前					
て利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。						て利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。					
3 個人利用料						3 個人利用料					
種別		金額				種別		金額			
		午前	午後 1	午後 2	夜間			午前	午後 1	午後 2	夜間
		9 時～12 時	0 時10分～ 3 時10分	3 時20分～ 6 時20分	6 時30分～ 9 時30分			9 時～12 時	0 時10分～ 3 時10分	3 時20分～ 6 時20分	6 時30分～ 9 時30分
大体育室	6 歳以上18 歳未満の者	<u>130円</u>	<u>130円</u>	<u>130円</u>	<u>130円</u>	大体育室	6 歳以上18 歳未満の者	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>
小体育室	(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。))					小体育室	(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。))				
第 1 武道室	入学前の者を除く。)					第 1 武道室	入学前の者を除く。)				
第 2 武道室	18歳以上の学生					第 2 武道室	18歳以上の学生				
第 3 研修室	18歳以上の者(学生を除く。)					第 3 研修室	18歳以上の者(学生を除く。)				
軽運動室		<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	軽運動室		<u>240円</u>	<u>240円</u>	<u>240円</u>	<u>240円</u>
種別		基本料金		超過料金		種別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	6 歳以上18 歳未満の者(小学生(小学校入学前の者を除く。))	1 人 1 回 3 時間まで		超過時間30分までごとに		トレーニング室	6 歳以上18 歳未満の者(小学生(小学校入学前の者を除く。))	1 人 1 回 3 時間まで		超過時間30分までごとに	
		<u>130円</u>		<u>21円</u>				<u>120円</u>		<u>20円</u>	

改正後					改正前				
	る者をいう。)が利用する場合にあっては、ボルダリングウォールに限る。)	18歳以上の学生			る者をいう。)が利用する場合にあっては、ボルダリングウォールに限る。)	18歳以上の学生			
		18歳以上の者(学生を除く。)	1人1回3時間まで 260円	超過時間30分までごとに 43円		18歳以上の者(学生を除く。)	1人1回3時間まで 240円	超過時間30分までごとに 40円	
	温水プール	3歳以上15歳未満の者	1人1回2時間まで 260円	超過時間30分までごとに 65円	温水プール	3歳以上15歳未満の者	1人1回2時間まで 240円	超過時間30分までごとに 60円	
		15歳以上の中学生(中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)				15歳以上の中学生(中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)			
		15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回2時間まで 660円	超過時間30分までごとに 165円		15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回2時間まで 600円	超過時間30分までごとに 150円	